

1. 件名：「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング(玄海3、4号機(540))」
2. 日時：令和3年1月15日 10時35分～11時25分
3. 場所：原子力規制庁 9階A会議室(※一部TV会議システムによる出席)
4. 出席者：(※TV会議システムによる出席)

原子力規制庁

(新基準適合性審査チーム)

藤森安全管理調査官※、塚部管理官補佐※、宮本安全審査専門職

九州電力株式会社 原子力発電本部 放射線安全グループ長 他5名※

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料：

- ・玄海原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請について「放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更」(補足説明資料)

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい。
0:00:02	もし、
0:00:04	明日
0:00:08	規制庁の山本です。洞道はこれから玄海原子力発電所の保安規定変更認可申請、放射性廃棄物ではない。廃棄物の管理伴う変更、Aということで九州電力のほうから配付資料等を
0:00:23	説明をあわせてよろしくお願ひいたします。
0:00:29	はい、九州電力の橋本です。それでは市営限界の
0:00:35	放射性廃棄物でない廃棄物の管理に伴う変更で変更認可申請の内容について御説明いたします。お手元に資料のほうは、補足説明資料ということで、本日の日付1月15日の資料を準備してございます。
0:00:51	この資料のうち、主な説明としては、波速のみを用いてご説明させていただきます。
0:01:00	補足説明資料の1につきましては、審査基準の要求事項に対する記載方針ということで、／てる審査基準の適合示す資料になっておりまして、こちらについては、
0:01:16	時の
0:01:20	通しページの10ページですね、10ページのほうに審査基準ということで、実用炉規則の92条第1項11号、線量線量当量汚染の除去等を項目の
0:01:35	8ポツになりますけども、こちらに放射性廃棄物でない廃棄物の取り扱いに関するということについてはということで云々かんぬん書いてありまして、その適合性を示す条文として今回新たに
0:01:50	9第98条の5ということで、放射性廃棄物でない廃棄物の管理という条文を新たに設けてございます。
0:02:02	具体的な中身については、補足の2府ということで、号室ページの
0:02:10	25ページになりますけども、こちらが具体的な内容について御説明させていただきます。
0:02:18	よろしいでしょうか。
0:02:21	はい。
0:02:23	規制庁のミヤモトです引き続き説明をお願いします。
0:02:26	はい。それでは引き続き補足の2で説明させていただきます。
0:02:32	九州電力の中本です。補足説明資料に放射性廃棄物でない廃棄物の適用について御説明いたします。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:42	次のページですが、目次のほうを飛ばしていただきまして、1ページをご覧ください。
0:02:50	まず1ポツのはじめに記載してございますが、今回、玄海原子力発電所原子炉施設保安規定第1点、こちらは運転段階の作業の方から論になりますが、これと、第2編、廃止措置段階の12号炉、
0:03:07	この両方につきまして、第6章の放射性廃棄物管理に放射性廃棄物でない廃棄物の管理の情報を追加いたします。
0:03:20	条文につきましては、第1点は、第98条の5。
0:03:26	第2編につきましては、第30条の3に放射性廃棄物でない廃棄物の管理を規定いたします。
0:03:35	できまして、2ポツに、
0:03:38	保安規定の記載の基本的な考え方を記載してございます。
0:03:43	本会NRの管理、取り扱いに関することにつきましては、平成20年に発出されました原子力施設における放射性廃棄物とするでない廃棄物の取り扱いについての指示文書を参考とし、
0:03:59	具体的には、その別添にあります原子力施設における放射線廃棄物でない廃棄物のガイドラインでしていただき、保安規定に申請されます。
0:04:12	2ページをご覧ください。
0:04:15	はい。
0:04:18	このページの中程3ポツ1にガイドラインの抜粋を次ページにわたって記載してございます。
0:04:26	このガイドラインの抜粋した部分はNRの対象範囲を示してございます。
0:04:33	ガイドラインによりますと、NRの対象とする廃棄物としましては、資材等と
0:04:40	物品の二つに大別され、
0:04:44	資材等は金属、コンクリート類からすぐれず肺炎プラスチックと。
0:04:51	物品は装具類等々示されてございます。
0:04:56	ブロックの資材等は汚染の恐れがない管理区域に設置されたものと、汚染の恐れがある管理区域に設置されたものの二つに分類され、
0:05:08	物品につきましても、汚染の恐れがない管理区域で使用された物品と汚染の恐れがある管理区域で使用された物品の二つに分類されてございます。
0:05:20	4ページをご覧ください。
0:05:25	このページには、先ほど2ページで御説明しましたNRの対象範囲について保安規定第1編の記載を抜粋してございます。
0:05:35	原案の対象範囲につきましては、今回の追加条文であります放射性廃棄物でない廃棄物の管理。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:05:43	第 98 条の 5 の第 1 項県規定いたします。
0:05:49	ここでNRの対象につきましては、ガイドラインに基づき、管理区域内において設置された金属、コンクリート類ガラスくずIMプラスチック等を取材等、
0:06:03	管理区域内において使用された工具類等を物品と規定してございます。
0:06:11	第 2 編の第 30 条の 3 につきましても、第 1 項に同様な記載で規定してございます。
0:06:19	5 ページをご覧ください。
0:06:22	このページの中程 3 ポツさんに
0:06:26	ガイドラインの抜粋を 7 ページまで記載してございます。
0:06:30	このガイドラインの抜粋した部分はNRの判断方法を示してございます。
0:06:37	NRの判断につきましては、先ほど 2 ページで御説明いたしました四つの分類として(1)から(4)までの汚染の恐れがない管理区域において設置された資材等、
0:06:52	汚染の恐れがある管理区域において設置された資材等、
0:06:57	汚染の恐れがない管理区域で使用された物品と、
0:07:01	汚染の恐れがある管理区域で使用された物品場をそれぞれの判断方法が示されてございます。
0:07:10	8 ページをご覧ください。
0:07:15	はい。
0:07:17	このページには、先ほど 5 ページで御説明しましたNRの判断方法等について保安規定第 1 点及び第 2 編の記載を抜粋してございます。
0:07:29	NRの判断方法につきましては、
0:07:32	第 1 点、98 条の 5 オオミヤ 30 条の 3 / それぞれ第 2 項に規定いたします。
0:07:43	第 1 ベンノ 3 号炉及び 4 号炉では安全管理第 2 課長が、
0:07:49	第 2 編の 1 号炉及び 2 号炉では、廃止措置安全課長が長く判断することとなります。
0:07:58	このページに記載の第 2 項の(1)と(2)では、先ほどのガイドラインに示されておりました資材等のNRの判断方法について規定してございます。
0:08:13	第 1 編の
0:08:15	第 2 項(1)と(2)の部分等に記載しております。
0:08:19	第 104 条第 1 項(1)の区域と。
0:08:25	第 104 条第 1 項(2)の区域につきましては、(1)の区域が汚染の恐れのない管理区域
0:08:33	(2)の区域が汚染の恐れのある管理区域を示してございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:08:39	第 2 編の第 2 項の(1)及び(2)に記載の第 36 条の第 1 項(1)の区域及び(2)の区域も同様の意味でございます。
0:08:53	機材等のNR判断につきましては、
0:08:56	適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等により汚染がないことを判断すること。
0:09:08	汚染された手話イトウについては、汚染部位の特定分離を行った場合には上った汚染されていないBUNRとすることができること。
0:09:18	適切な測定方法により念のための放射線測定評価を行い、測定結果が理論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認すること。
0:09:30	ガイドラインに基づき規定してございます。
0:09:34	9 ページから 12 ページにつきましては、
0:09:37	機材等の具体的な判断方法及び燃料測定評価方法を記載してございます。
0:09:45	12 ページをご覧ください。
0:09:53	このページの中程から次のページに、物品のNRの判断方法について、保安規定第 1 弁及び第 2 編の記載を抜粋してございます。
0:10:05	ここに記載の保安規定第 1 点、第 98 条の 5 及び第 2 編第 30 条の 3 の第 2 項(3)と(4)にガイドラインに示されておりました物品のNR判断方法を規定してございます。
0:10:23	単品のNR法判断方法につきましては、浅部それのない管理区域で使用された物品については適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断すること。
0:10:37	汚染の恐れのある管理区域で使用された物品については、適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴の記録等により汚染がないことを判断すること。
0:10:53	使用履歴の記録等が適切に管理されていない弁については、適切な測定方法により放射線測定評価を行い、汚染がないことを確認した上で、それ今の適切な汚染防止対策、使用履歴の記録等の管理が行われている場合には、
0:11:09	NRと判断することができること。
0:11:13	適切な測定方向により、念のための放射線測定評価を行い、測定結果議論検出限界曲線の検出限界値未満であることを確認すること。
0:11:24	ガイドラインに基づき、指定してございます。
0:11:28	13 ページ及び 14 ページにつきましては、物品の具体的な判断方法及び念のための放射線評価方法を記載してございます。
0:11:39	14 ページをご覧ください。
0:11:45	このページの下段時保安規定第 1 点の抜粋を記載してございます。

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:11:51	第 3 項につきましては、
0:11:54	ガイドラインには記載はございませんが、NRと判断されたものの管理について規定してございます。
0:12:01	NRIと判断されたものが判断以降に移転することを防止するための間で選定されて、その存在格子措置等の管理を行うことを規定してございます。
0:12:16	15 ページをご覧ください。
0:12:19	はい。
0:12:21	このページと次のページにNRに関わる文書について記載してございます。
0:12:29	このページの中程に保安規定第 1 点、第三条品質マネジメントシステム計画の抜粋を記載してございます。
0:12:38	第 33 条の中の別図 1 保安規定検出マネジメントシステム計画に関わる規定文書体系図の抜粋を記載してございます。
0:12:50	盤規定から一次文書である品質マニュアル二次文書である放射線管理基準と繋がってございます。
0:12:59	NRに関わる文書につきましては、16 ページに記載の通り、ガイドラインに基づきNRの判断をしようとするものの判断取り扱い等を保安規定に規定し、
0:13:12	それらの管理について二次文書である放射線管理基準で定めた詳細を下位文書に規定することとしてございます。
0:13:22	17 ページ以降につきましては、本文中で読み込んでいます混在防止措置中の表や、
0:13:28	業務フローを記載してございます。
0:13:32	以上が今回のNRIの監事にこの変更の御説明となります。
0:13:39	これ、
0:13:41	説明は以上です。
0:13:44	はい。
0:13:46	規制庁の山本です。志賀とございます。ではまず、
0:13:50	私の部分からミヤモトの方からいくつか質問いたしますので、よろしく願いいたします。まず全体的なところなんですけども、
0:14:07	このタイミングでまず震災された理由といたしますか、ちょっとそこを教えてくださいたいですというのは、これまでも何回も本県の変更認可申請というのはされてるかと思うんですがこのタイミングで申請された何か理由っていうかきっかけとかそういうのがもしあるのであれば、
0:14:25	説明お願いいたします。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:14:34	九州電力の中本です。今回ですねNR制度限界に導入するに当たった経緯といたしましては、NISA文書のほうは平成 20、20 年に発出されてましたが、それに伴いNR制度、
0:14:52	導入の準備を進めていました。
0:14:56	ただですね 2011 年の福島第一原子力発電所事故
0:15:01	により、新規性基準の対応が必要となつたんですねそちらをちょっと優先的に取り組んで参りました。
0:15:09	ただですね玄海につきましては、12 号炉の廃止措置に伴いですね原子炉周辺設備等解体撤去期間や第二段階がからですね本格的に解体廃棄物が発生すると。
0:15:24	ということもあまして、今回申請することになりました。
0:15:32	はい、ミヤモト規制庁の山下で主蒸気わかりましたもう 1 個、1 号炉 2 号炉の廃止措置との関連もあるということでもわかりました。今説明いただきましたところなんですけどもNISA文書を保安院指示文書をもとに導入準備していたってということなんです。
0:15:52	次が、これまではそういう放射性廃棄物でない廃棄物の管理っていうのはちょっと洗缶にサービスに準じて行って管理していただくということになるんでしょうか。それとも全く、そこは手つかずになってたっていうことを言えば、実態上のところですねちょっと教えていただけますか。
0:16:12	はい。
0:16:15	いや九州電力のヒガシと申します。よろしく願いいたします。はい。今までの管理区域内で発生したのは、汚染されない廃棄物につきましては、それやろうというような放射性廃棄物としてやっております。今回NRC制度導入いたしまして、
0:16:32	それに没水物質によって汚染されてない部分についてはですね、ガーダーMRを使いまして、産廃等を考えております。
0:16:42	はい、そうですね、わかりました。
0:16:46	では新たにNR管理をするためということになるっていうことで理解いたしました。
0:16:52	はい。
0:17:00	はい。あと規定等に合わせてですね、あとちょっと中身入る前に確認なんですけども、保安規定も、
0:17:11	ということで

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:17:15	災害防止上支障がないことのほかに上流文書で許可を受けたところを取り入れたところとの整合性といいますか逸脱しないこととところもあわせて、青のときには、新させることになるんですけども。
0:17:33	麻酔がちょっと上流文書との
0:17:37	整合性っていうのが大体保安規定の変更認可して説明をされてるんですが、
0:17:46	今回それがどのような
0:17:49	説明っていうか、許可との整合性は説明を考えているのかちょっと教えていただけますか、ここ。
0:18:03	九州電力の橋本でございます。このNR制度をにつきましては、上流の設置許可の中ではうたわれてございませんので、そういう意味で今回の申請内容等、上流文書との関係という意味では
0:18:18	整理する。ものがございませんので、形としては、上流文書方確認したという形。
0:18:27	結果、本店との関連はないという資料はつくれると思うんですけども。
0:18:34	そういう形であれば気量は準備したいと思っております。ただ現状は設置許可との絡みがないということで、資料そのものは準備してございません。
0:18:46	規制庁宮本です。そういう意味では三条改正のときに、
0:18:52	ここまでようになってますが保安規定のすべての条文に対して、例えば保安規定審査基準との比較ですとか上流許可文書との整合性の多分はもう書く上で逐条でやってると思うんですけども、
0:19:09	思って今の玄海原子力発電所保安規定の中でも、必ず全部が全部上流文書。
0:19:18	聞かして許可申請書ですとか添付書類に記載がないものも多分入ってると思うんですが、そういったものについても、その30回性の説明の中で、多分、許可との整合性がに関して説明されてると思うので、
0:19:33	ちょっとそれを踏まえながらちょっとここについては、御説明欲しいなと思って。
0:19:41	今の方がですね、産業界の際にはですね当社はまだONRの切手条文がなかったんですが、そちらさんの賛助改正の条例文書の整理を見ると、設置許可と載せ
0:19:57	という意味では該当なしということで整理をつけておりましたので、それはヤマグチさせていただきたいと思います。
0:20:06	はい。
0:20:07	規制庁ミヤモトですがよろしくお願ひしますだと思います。
0:20:16	ただ、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:20:18	そうすると、説明資料のほうですが、
0:20:22	基本方針を、ページ番号 7-9ヶ月分のまずちょっと順番に行きたいと思いま す。細かいところも含めていくお聞きしますと、扁平米のところでは
0:20:37	あと、ピンクの部分提示されているんですけども、ここの資材等は大体どん なものかっつのはわかるんですけども、物品の方で工具類等ってなってるん ですけども。
0:20:53	到底などといったものを作っていますか。
0:21:02	九州電力の中本です。物品の工具類等の基本構造材であったり、蛍光灯、こ のようなものを
0:21:19	そういうものを物品と考えてございます。
0:21:24	以上です。はい。
0:21:28	規制庁宮本です。ちょっとここも等でざっくりくられているので、
0:21:34	少しイメージ化していただくと、例示いただけるとありがたいなと思ってお ります。
0:21:42	はい。
0:21:45	よろしいでしょうか次進んで、
0:21:51	規制庁ミヤモトです。次の質問に移ります。5 ページ目です。3.2 のNRI
0:22:00	NR対象場所なんですけど、
0:22:05	よろしいですか。聞こえますか。
0:22:10	聞こえますのといえはあとの間の
0:22:21	うん混在防止措置ところかと思えます。一方で
0:22:28	今回保安規定に書かれてるところは、98-参考とかでMRと判断される 2 につ いても下半期までの本で遅いっていうのは書かれてるんですけども 3.2 のN Rとファン断層までの間も混在防止っていうのは、
0:22:47	これ今回保安規定には
0:22:51	各特段定めないという位置付けになってるかと思うんですけども、この辺の違 いといいますか、ここ学んで判断されたものところについては記載してこのN Rと判断するまでの間のぼ問題防止措置のほうは、
0:23:10	保安規定のほうに入れませんか。
0:23:14	管理基準ウエノませんが、というふうに整理したのかについて説明をお願いで きますか。
0:23:22	はい。
0:23:30	はい。
0:23:32	はい。
0:23:37	はい。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:23:39	はい。
0:23:41	九州電力のヒガシです。外部増の影響が重大な保安規定の
0:23:51	それではお願いできなかったので、買い取りますで書いておりますが、災害等々を書いてないんですけど、高所ヒガシに
0:24:05	NRI対象が認定されたものが開放しないということで文章のほうに来てるんですけど。
0:24:13	はい。
0:24:15	規制庁のミヤモト水ちょっと
0:24:22	状況なんですよ。
0:24:26	はい。
0:24:32	まず九州電力の橋本ですけどもちょっと音声ですね、何か混在してるような
0:24:44	置いてますでしょうか。ありがとうございます。
0:24:51	今はどうですかね。
0:24:57	はい。
0:25:02	はい。
0:25:05	で、
0:25:11	フジモリさんすいませんミウラ
0:25:15	そうですか。
0:25:18	ちょっと今も聞こえなかったんだけど。
0:25:22	見えてきます。
0:25:25	考えはいい。
0:25:28	規制庁ミヤモトです。期中新電力さん聞こえました。
0:25:34	はい聴こえるなりました。わかりました。
0:25:39	はい。
0:25:40	こちらの回答消えてましたでしょうか。ちょっと途切れ途切れだったんですけども、いや、うちは回答させていただきます。ます。
0:25:50	すいませんONRのですねテナント判断の系統本来防止については記載しておりますけど、その前のNR対象物と選定したものを本来防止については、会議所の方に記載をしてございます。
0:26:06	製造場Fs基本ルールを保安規定のほうはですね、ガイドライン載ってる事項について記載の方さしていただいております。以上です。
0:26:16	はい。
0:26:17	規制庁ミヤモトですますミウラのNRと判断されたもののほうの混在防止っていうのは士事務所の方には特に

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:26:27	明確にはならないんですけどもそこは自主的にやろうということで、保安規定のほうに条例歳以上の方に位置付けていると。ただONRと判断されたものについて、簡単されるまでの間の混在防止措置っていうのは、そこは界面書類
0:26:44	定めるということで理解しました。ただ、その下位文書のほうで定めるっていうことについてちょっとどっかで言及していただきたいなと思いますので、この3ページの中で少し触れていただければなと思います。
0:26:56	よろしいでしょうか。
0:27:00	九州電力の中本です。了解いたしました。はい。
0:27:04	規制庁ミヤモトです。続きまして8ページのところをお願いします。
0:27:11	細かいところなんですけれども、四角囲みの中の保安規定また一遍財源もそうなんですけども。
0:27:23	それぞれの(2)のなお書き、汚染されたし、資材等についてとこななんですけども。
0:27:32	汚染部位の特定分離を行った場合には残され残った汚染、
0:27:37	されていない部位。
0:27:39	これについてNRと判断することができるっていう言い方をしています。一方で、
0:27:46	鎮目専務。
0:27:47	保安院の指示文書のほうは、
0:27:50	NRと判断するという言い方をしていたような気がするんですが、ちょっとここできるとするっていう言い方を換えられてるんですか何かそこは考え方とか理由というのはあるんでしょうか。
0:28:06	九州電力の中本です。さっきご指摘のところですね一応、
0:28:13	NRと発することができるということで、ウエノですね(2)の大きな文章のところに適切な汚染防止対策が行われていることを確認した上で適切に管理された使用履歴、設置状況の記録等によりませんがないこと判断すると。
0:28:33	ということで、この文章にで判断するということで
0:28:40	記載を変えてございます。
0:28:43	マークがありました。
0:28:46	なお書きのところの中で九州電力のヒガンです。なお書きのところは分離することができるという記載にしまして、ただ分離したからといってその使用履歴とか設置状況等の記録を見出してもいいっていうわけではないので、そこをこの2月の最初の文書がですね。
0:29:04	判断する基準がありますので、(2)のそう判断記述を右上に戻ってですね判断するということになります。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:29:12	はい、系統ミヤモト冷水わかりました。はい。
0:29:23	はい。
0:29:24	次9ページいきまして、最初のところですねを行ったところなんですけども、汚染の恐れのない区域と汚染の恐れのある区域、
0:29:37	いいますよってということなんですけど、
0:29:42	保安規定の141個1(1)であつたりあるんですけども、そこに定義されている汚染の恐れのない区域遅い恐れのある管理区域の経費っていうのは、
0:29:56	保安院、旧保安院の指示文書、こちらの方にも定義が書かれてるんですけども、これと全く
0:30:03	ぜひおな整理をして内容は同じだつていうふうに理解していったほうがいいでしょうか。
0:30:12	いや、言葉だけじゃなくて中身も同じですよっていうことを確認したいんです。
0:30:20	九州電力の中本です。同じ意味で間違えません。はい、以上に進んでいきます。
0:30:33	既設のミヤモト率14ページ。
0:30:36	2、
0:30:38	来まして、
0:30:43	3.4のNRと判断されたものの管理について質問、確認です。
0:30:50	四角囲みの中、
0:30:53	ですけども、NRと判断。
0:30:56	されたものについては管理区域から搬出するまでの間、
0:31:00	汚染されたものとの混在防止を講じるなど所要の管理を行うっていう言い方をしまして、
0:31:08	ただ今回変えていただいているのは本来防食工事ということで今回防止のポイントが書かれてるんですけど、この等々っていうのは何か具体的にどういことが想定されてるのかっていうのを、
0:31:22	ちょっと教えていただけますか。
0:31:49	前今年もシート部としては
0:31:55	ゲーム判断したものを表記についての難燃のための測定を行います。それを当選がないようなエリアBを今の中です、他することになりますが、その補完性がものの跨ぎ履歴ですね、利益等がそういう汚染された履歴等がないということも
0:32:14	確認することにしておりますので、その意味では等々は切れております。
0:32:20	今日です。
0:32:25	はい、既設のミヤモトです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:30	ここはもう資格が取れるの中の説明を
0:32:36	書いていただいていると思いますので、その状況についてはところですね、ちょっとこの工務所も含めてちょっと
0:32:45	14 ページの一番最後の段落ですね、少し記載を膨らましていただいたほうがいいのかなとは思いますが。
0:32:57	九州電力の中牟田とエステー了解いたしました。はい。
0:33:01	次 16 ページに行きまして、2 段落目です。
0:33:12	これを踏まえているところですが、
0:33:16	保安規定の第 6 章に良いい放射性廃棄物管理の記載して科医場所として放射線管理基準 3 号 4 号というものと、
0:33:28	放射線管理基準 1 号 2 号ってこの二つがあつてさらに詳細を下位文書に定めるってしてると思うんですけども。
0:33:36	どこの一部を 3 号 4 号の前運転中の放射線管理基準というものと、
0:33:43	その 1 号 2 号の廃止措置の放射線管理基準、ここに定めるNR判断NRに関して定めることっていう子、
0:33:54	ことについて、内容ですね、NRに関する
0:33:58	内容についてはこの 3 号 4 号の管理基準等一部 2 号の管理基準にナカ違いっていうのは、
0:34:04	あるのでしょうか。
0:34:11	我々、今までは対象外。
0:34:24	九州電力の中本です。放射線管理基準が 34 号炉A34 号と一、二号、こちらに定める内容としましてはですね特段大きな違いはございません。
0:34:38	以上です。
0:34:40	はい。
0:34:47	規制庁宮本です。
0:34:49	はい。
0:34:52	ちょっと関連したんですけども。
0:34:55	ということは運転中のONRの
0:35:00	2 完成内規類と廃止措置中のONRのに関するNR管理に関する
0:35:10	その二次文書っていうのはあまり変わらないということになるんでしょうか。
0:35:19	九州電力の中本です。運転中と廃止措置の放管基準についてはあまり大きな違いというものはございません。
0:35:32	以上です。
0:35:43	少し関連施設のミヤモトです。それに関連するところなんですけども、例えば

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:35:53	廃止措置中ですと、解体作業っていうのは進んでいくわけですので、そういう意味では運転中の状況から使用履歴ですとか、
0:36:05	設置状況、そういったものってのは変わっていくのかなと思ってちょっと考えています。そういう意味では適切に管理された使用履歴や設置状況の記録等を確認していくっていう、
0:36:20	だから保安院の指示文書ではあるんですけども、その辺のところっていうのは運転中のところとちょっと排出シュートいうところでは見ていく使用履歴であったり設置状況の資料ですとか、
0:36:34	真っ白自体は中身違いはあるのかどうか分からないんですけども、セキの少しそうという点ではス債といいます違いはあるのかなと思ってるんですけども。
0:36:47	まずそういう視点で見たときに何かその運転中と廃止措置中での
0:36:56	例えばその今回でいうとこの表の
0:36:59	1234と5ってあんですけども間違いというのはナカ、どのようなものがあるのかというのを説明いただけますか。
0:37:32	機械情報のNRRC繰り上げると廃措置に伴ってファイバ状況が変わってくると思いますが、それは例えば設備とかっていうにつまましては、状況が変わった部分もですね、時ウエキオオツカの管理していけば、
0:37:50	それぞれが担保になると思いますので、ちょっと担保になる資料の下へと名称とかは変わる可能性はあるんですけど、そういうものを使ってですね、履歴等の管理を行って判断していきたいと思っております。
0:38:05	以上です。
0:38:08	はい規制庁宮本です。再確認ですけれども、済みの17ページ以降に存在防止策の第1表ですとか、第2表で、
0:38:21	適切な汚染防止対策。
0:38:24	何か確認に用いる記録等の例。
0:38:27	第3表に使用履歴設置状況の記録とか出てくるんですけども、この辺は基本的なところは運転中と廃止措置中では大きく、大きく変わらないと。
0:38:38	いう理解、
0:38:41	でよろしいでしょうか。
0:38:45	はい、九州電力ヒガシですからおっしゃる通りその外に系統監視可能であります。
0:39:03	はい規制庁宮本です。ただ等を
0:39:08	そこはわかりました。あとはその運転中と廃止措置中でのそのNRの判断上、
0:39:15	何その範囲

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:17	判断する範囲とか、そのところで注意しなきゃいけないっていうのは、その解体の進捗によってその履歴とか設置状況とかが変わってくるっていう、そういうところが、
0:39:29	出てくるかと思うんですけども、
0:39:34	そういったところは、
0:39:38	大きな違いなのかなとちょっと関連するところではあるんですけども、
0:39:48	そのほかにやってた使用履歴とか設置状況等の資料のほかにといったところが、
0:39:55	変わってくるのかなという
0:40:00	ところが、ちょっと
0:40:02	或いは少しく変わってくるといいますか気をつけなきゃいけないかその辺のところも、例えば内規でしっかり定めながらやっていきますとかですね。そういったところっていうのは何かあるのであれば、少しく入れていただくと、大飯よりいいわかりやすいのかなとちょっと感じたので、
0:40:21	お伝えいたします。状況はよくわかりました。
0:40:43	九州電力のヒガシです。今廃止措置についてはですね十分なんかになっておりまして、今後の解体に聞いた段階で入っていくんですけど、そういう中でかた工事記録とかですね、そういう利益管理ができるほどというふうに簡単にできるものと考えております。
0:41:00	ただまだ段階に入っている入る前ですので、どのような記録を担保にするかっていうのは今後また外部段階に入る場合ですね、ルート検討していきたいと思えます。
0:41:11	どうですか。
0:41:13	はい、わかりました。
0:41:29	はい。
0:41:31	20 ページの最後の業務フローについて質問があります確認がありますけど。
0:41:38	第 1 図業務フローのONR判断
0:41:43	対象物の管理というのと、NR判断別の保管っていうところが
0:41:48	あってちょっと先ほど、
0:41:50	もう質問とも関連していくんですけども、NR判断対象物となる判断物。
0:41:56	これについては、物理的にナカノゾノ保管する場所を開けるとか、
0:42:03	23 番対象物と判断物の
0:42:08	まずこの混在をしたら変ですけども、そこらも明示的にわかるような物理的分けるような管理にならなっていくという理解でよろしいんでしょうか。一つは事故年ための確認として聞かせて教えてください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:42:44	九州電力のヒガシですけど、今おっしゃいました判断対象物とそれから判断物も円筒につきましては、シミズをするようにしたいと考えております。
0:42:56	以上です。
0:42:57	はい、ありがとうございます。
0:43:08	はい、江藤先生。
0:43:11	規制庁の山本です。イトウ。
0:43:14	保安院星印関連で質問 1 点質問させてください。当事務所の中で、
0:43:22	協力会社に業務委託する場合についても責任を持って、
0:43:28	NRIの判断及び取扱に関する協力会社の業務内容を管理することについて
0:43:34	のが指示文書の中ではうたわれているところです。
0:43:41	そのガイドラインの中でもですね、3 ポツの片括弧に管理責任というところで、
0:43:50	管理区域内における管理は事業者責任を持って管理することが重要。
0:43:56	物品搬出業務、放射線測定業務
0:44:00	などを協力外社にイトウに外部委託する場合であっての、その内容については事業者が責任もって管理することについてうになっておりますが、この辺のところは、保安規定のどの部分で、
0:44:15	担保されるという
0:44:17	ことになりなるのかちょっと教えていただきました。
0:44:40	保安規定なくても怪文書なのかもしれませんが、
0:44:44	このNRの
0:44:47	98-5 なり、その下位文書の放射線管理基準の中で見ていくのか或いは全く別文書の
0:44:54	品証関連のほうのドキュメントで見ていくのか、ちょっとその辺ところを教えてくださいなということで質問してます。
0:45:14	九州電力のヒガシですね。また委託する場合はですね日英本当品証のほうの検討を委託する場合の場合、例えば要領書等の記載のほうでは担保したいんですね、あと実際に判断するEAL室については、京急が判断をゆだねる場合はですね。
0:45:33	それは教育を行うように、上司教育するようしております判断や判断する人に対しては、教育なんてパッケージ片側閉塞してなど判断ができるようにしたいと考えております。そんな形で管理したいと考えております。
0:45:51	以上です。
0:45:53	はい規制庁宮本です。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:58	要領書というところは品証のところカバーされてると思うんですけども、その判断ゆだねる場合の、例えば教育を行いますところは、これも品証の体系の中で行われるんでしょうかそれとも
0:46:13	今回の放射線管理基準とかそちらのほうでカバーされることなのでしょうか。
0:46:22	九州電力のヒガシで3回文書のほうで教育のほうを行うとともに、もう教育基準というのがありましてその中でMRIについてもですね、力量管理をすることにしたいと考えております。以上です。
0:46:40	はい規制庁宮本です。そういう意味ではオーバー規程に直接嘘です。この
0:46:48	今のお話を入れるかどうかはそこは
0:46:52	ということではなくて、まずは指示文書を踏まえて、
0:46:59	このO3、業務委託のところについてはどのように管理するのかっていうところ。
0:47:05	考え方とか、その辺のところですね、それはちょっとこの補足説明のところのちょっと見え見えないかなとちょっと決まってないってところもあるのかもしれませんが、
0:47:20	そんなところっていうのは、なんか、
0:47:26	少し記述を説明を膨らましていただくことはできるものなのでしょうか。
0:47:34	九州電力の中本です。計補足説明資料の2のですね20ページをですね、※1、下段にあります※1のところですね、教育について記載してございます。
0:47:49	NRの判断に関わる業務に従事する者、協力会社を含むに対して、当該業務に従事するまでになるの取り扱いに関する教育を実施しその都度記録を作成し、保管するという記載をしております。
0:48:06	以上です。
0:48:12	規制庁宮本です。
0:48:17	この※1っていうのは今NRAの判断のところに、
0:48:21	かかっているかと思うんですけども。
0:48:24	先ほど判断に係るなるほど。
0:48:29	これは下の判断に関わるところで、協力会社も含めての方も含めて教育を実施するってことは、ここではわかりますので、今ちょっと聞きしたかったのはその指示文書ではガイドラインところも含めてですね、
0:48:47	イトウ。
0:48:50	物品搬出業務だったり測定業務を管理いたします。外部に委託する場合っていうところの管理責任っていうところ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:49:01	管理ってところがガイドラインだったり指示文書本体に書いてあるのかなと理解してまして。
0:49:07	その辺のところもちよっとドイよこれ読め業務フローのところは読めるのであればと思っていた質問しています。
0:49:30	九州電力の中野町ですねえ。そのほうに管理責任についてですね追記のほうをしたいと考えております。
0:49:41	以上です。
0:49:47	はい、規制庁の宮本です。
0:49:50	はい、わかりました。
0:49:52	イトウ
0:49:55	規制庁源のほうからは
0:49:58	一通り説明質問させていただきましたので、あと規制庁の他のメンバーから質問とさせていただこうかと思っております。
0:50:10	基準調査官ツカベ補佐何かございますでしょうか。
0:50:22	規制庁ツカベです。ちよっと1点最初に、今回説明の理由をコストがこの工程の御説明いただいたと思うんですが、やはりこのタイミングでこういう申請をされるというっていうあの申請書を書いてくれという話ではないんですが、
0:50:40	今いただいて補足説明資料の最初、
0:50:44	今は最初のページですね、に申請書と多分同じ内容が書いてあると思うんですが、この申請に至った背景なりその必要性について、先ほどの説明だと1号だけを言われていると思うので、
0:51:01	345も含めてのこのタイミングでこういう申請をする背景必要性についての説明を追記いただけますでしょうか。
0:51:12	スズキ
0:51:23	はい、九州電力が始まったケース最初のページのほうに理由を追記したいと思います。
0:51:31	はい、清塚ですよろしく申し上げます。私からは以上です。
0:51:41	ミヤモトレスフジモリ調査官何かございますか。
0:51:46	はい。
0:51:47	フジモリですけど、特にありません。
0:51:51	。
0:51:53	規制庁ミヤモトですねと。
0:51:55	規制庁のほうから質問、東亜以上になりますが、九州電力の方から何かございますか。
0:52:07	電力ハシモトです特にございません。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:52:13	施設のミヤモトです。結局こちらからいろいろ質問させていただいて、いる。
0:52:21	何点か追記されるということになりましたので、またそれが作業終わりましたら、連絡してください。
0:52:31	よろしくお願いします。
0:52:34	九州電力ハシモトで承知しました。
0:52:40	はい。規制庁ミヤモトです。
0:52:42	特になければ、これで終わりにさせていただきますがよろしいですか。
0:52:50	はい、九州電力の橋本です。はい、結構です。はい。季節をミヤモトでは以上をもちまして今日のヒアリング、玄海原子力発電所の保安規定のNRの取り扱いに関するヒアリングを終わらせていただきます。どうもありがとうございました。
0:53:10	ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。